

財形住宅貯蓄・財形年金貯蓄をご利用のお客さまへ

東日本大震災で被災された方々に心からお見舞い申し上げます。

平成23年4月27日に「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」等が公布・施行され、東日本大震災によって被害を受けたことによる財形住宅貯蓄または財形年金貯蓄の要件外払出しについて、課税の特例扱い（当該払出しに係る利子等について課税しないこと、また、遡及課税も行わないこと）が認められました。

その具体的な取扱いは下記のとおりです。

記

1. 今回の特例により非課税となる払出し

- 平成23年3月11日から平成24年3月10日までの間の払出しで、
- 東日本大震災によって被害を受けたことによる財形住宅貯蓄または財形年金貯蓄の払出しであることについて、税務署の確認・交付を受けた書面の提出のあるもの。

2. 必要書類等

- (1) 平成23年4月27日以降に行う要件外払出しについて課税の特例扱いを受け
るためには、お客さまの住所地の所轄税務署長名の「財産形成住宅（年金）
貯蓄に関する確認申請に対する確認の通知書」が必要です。

この通知書については、お客さまが住所地の所轄税務署にその交付を申請し
てください。

- (2) 平成23年3月11日から平成23年4月26日までの間に、要件外払出しを
受けたお客さまは、納付済みの所得税および地方税について還付を受けること
ができますので、次のとおり請求してください。

①還付請求期限 平成24年3月10日

②還付請求場所

- ・ 所得税 —— お客さまの住所地の所轄税務署
- ・ 地方税 —— お取引店舗が所在する都道府県税事務所

なお、ご不明な点がございましたら、店頭窓口にご照会ください。

以 上



くらし、かがやく。
しずおか信用金庫

平成23年5月27現在